

様式 A

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(整理番号)

清算金分割納付申出書

令和 3 年 月 日

(宛先)

入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業

施行者 入間市

代表者 入間市長

住 所

(所在地)

氏 名

(名 称)

電話番号

入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の清算金の納付については、入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程第 2 5 条第 1 項の規定により、分割納付したいので申出します。

(注)

- 分割納付する場合は、第 2 回目以降の支払分から償還期間に応じた利子が付されます。
また、分割納付での毎回の徴収すべき額は、利子と合わせて元利均等となります。
- 清算金の分割納付を認められた者は、その氏名（名称）または住所（所在地）を変更したときは、直ちにその旨を届け出てください。

分割納付を希望されるかたは、おもて面の**様式A**（清算金分割納付申出書）を提出してください。
金額に応じて期限が決まりますので、**住所、氏名、電話番号のみ**記入してください。
規定の分割期限でのお支払いが難しい場合、別紙の**様式B**（清算金分割徴収期限延長申請書）
を同時に提出してください。

※**様式B**（清算金分割徴収期限延長申請書）のみの提出では分割納付をお受けできません。

頭金について ◆必ず内容をご理解の上、頭金の希望欄に記入してください （一般的な「頭金」と運用が異なる場合がありますのでご注意ください）

- ・分割納付する清算金のうち、任意の額を頭金として設定できます。
- ・頭金をご利用いただくことで、支払回数や利子総額などを抑えることができます。
- ・頭金を除いた残額に対して、規定の分割徴収期限が適用され、分割回数、利率が決定します。
（規定の分割期限については、別紙「清算金分割納付のご案内」を参照ください。）
- ・頭金は、分割納付徴収期限延長申請書（様式B）と併用することができます。
- ・初回納付（令和3年12月）でのお支払いは、頭金設定額と、残額の分割第1回目分の合計です。
⇒それぞれの納付書（計2枚）を送付しますので、同時に納めてください。

（例）清算金 250 万円 → **通常**の分割納付 をする場合と、**頭金 100 万円** の比較

通常の分割納付 の場合⇒250 万円を分割するため、

「200 万円を超え 250 万円まで」（9 回払い（4 年）5 年金利 0.85%）を適用。

支払額の目安は約 28 万円/回 → **利子総額 約 4 万 3 千円**

頭金 100 万円 の場合⇒残金 150 万円を分割するため、

「100 万円を超え 150 万円まで」（7 回払い（3 年）3 年金利 0.68%）を適用。

初回納付時に、**頭金 100 万円と、分割 1 回目分 214,800 円を同時に納めていただきます。** ⇒令和 3 年 12 月の支払い額は 1,214,800 円

分割 2 回目以降は利子が付され、支払額の目安は約 21 万 7 千円/回

→ **利子総額 約 1 万 6 千円**

通常



頭金 100 万円にした場合



初回納付分（頭金＋分割 1 回目）納付書 2 枚送付
初回納付額は、計 1,214,800 円です。

頭金の希望欄（頭金を希望する場合はこちらに記入して下さい）

私は、清算金総額 円のうち、頭金として 円を

納め、残りの 円について分割納付を希望します。

※初回のお支払い（令和 3 年 12 月）は、頭金分＋残金分の分割 1 回目分の合計額です（納付書 2 枚）